（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第四条　平成二十五年六月一日から子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日の前日までの間における新規則第十八条の十九の規定の適用については、同条第十九項第一号ロ中「施行令」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）附則第十条の規定により読み替えられた同令による改正後の租税特別措置法施行令（以下この条において「読替え後の新令」という。）」と、同号ハ中「施行令」とあるのは「読替え後の新令」と、同項第三号中「施行令第二十五条の十七第二十二項」とあるのは「読替え後の新令第二十五条の十七第二十二項」と、同号イ中「法第四十条第十項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）」とあるのは「幼稚園又は保育所（読替え後の新令第二十五条の十七第二十一項第一号に規定する旧幼保連携型認定こども園（以下この条において「旧幼保連携型認定こども園」という。）を構成するものに限る。）」と、「とする者」とあるのは「とする者（同号に規定する設置者であるものに限る。）」と、「幼保連携型認定こども園（次項に規定する幼保連携型認定こども園に限る。）の設置の認可（施行令第二十五条の十七第二十一項第一号に規定する認可をいう。イにおいて同じ。）を受けた日又は当該設置の認可の同号に規定する申請をした」とあるのは「当該旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の同号に規定する届出を行つた」と、同号ロ及びハ中「設置しようとする者」とあるのは「設置しようとする者（イに掲げる者を除く。）」と、「施行令」とあるのは「読替え後の新令」と、同号ニ中「施行令」とあるのは「読替え後の新令」と、同条第二十項第一号ロ中「第三十五条第十二項」とあるのは「第三十五条第七項」と、同条第二十二項中「幼保連携型認定こども園は、」とあるのは「旧幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園は、読替え後の新令第二十五条の十七第二十一項第二号に掲げる幼稚園を設置しようとする者のその設置しようとする幼稚園及びその者が設置する保育所で構成される旧幼保連携型認定こども園又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、同条第二十四項中「幼保連携型認定こども園は、」とあるのは「旧幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園は、読替え後の新令第二十五条の十七第二十一項第三号イに掲げる保育所を設置しようとする者のその設置しようとする保育所及びその者が設置する幼稚園で構成される旧幼保連携型認定こども園又は」と、同条第二十五項中「幼保連携型認定こども園は、同号ロ」とあるのは「旧幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園は、保育所（読替え後の新令第二十五条の十七第二十一項第三号ロに掲げる保育機能施設を設置しようとする者がその設置しようとする保育機能施設を廃止し、その職員組織等を基に設置することとなるものに限る。）及びその者が設置する幼稚園で構成される旧幼保連携型認定こども園又は読替え後の新令第二十五条の十七第二十一項第三号ロ」とする。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五条　平成二十五年六月一日から同年十二月三十一日までの間における新規則第十八条の二十一第九項第一号ヘ及び同項第二号ホの規定の適用については、これらの規定中「第四十一条第十項」とあるのは、「第四十一条第五項」とする。

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六条　平成二十六年四月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間における新規則第十九条の十一の三第五項の規定の適用については、平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの間は、同項中「前年以前三年内の各年分」とあるのは「前年分」と、「法第四十一条の十九の三第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項第一号に定める金額又は当該金額と同項第二号に定める金額との合計額について同項」と、平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、同項中「前年以前三年内の各年分」とあるのは「前年分又は前々年分」と、「法第四十一条の十九の三第一項」とあるのは「法第四十一条の十九の三第一項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項第一号に定める金額若しくは当該金額と同項第二号に定める金額との合計額について同項」と、平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、同項中「前年以前三年内」とあるのは「前年以前二年内」と、「法第四十一条の十九の三第一項」とあるのは「法第四十一条の十九の三第一項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項第一号に定める金額若しくは当該金額と同項第二号に定める金額との合計額について同項」と、平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、同項中「法第四十一条の十九の三第一項」とあるのは「法第四十一条の十九の三第一項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項第一号に定める金額若しくは当該金額と同項第二号に定める金額との合計額について同項」とする。

（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例に関する経過措置）

第七条　平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間における新規則第二十三条の二第七項第三号ハの規定の適用については、同号ハ中「障害支援区分」とあるのは、「障害程度区分」とする。

（復興特別所得税に関する省令の一部改正）

第八条　復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　令第十条第一項において準用する租税特別措置法施行令第二十六条の十七第九項に規定する財務省令で定める計算書は、租税特別措置法施行規則別表第九㈡に定める計算書とする。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第九条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「おいて」の下に「、同条第一項中「第十八条の十四の二第一項の」とあるのは「租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第三十九号）による改正後の租税特別措置法施行規則（以下「平成二十五年新規則」という。）第十八条の十五の二第四項の」と、「第十八条の十四の二第一項中「、上場株式等」とあるのは「平成二十五年新規則第十八条の十五の二第四項中「、特定株式」と、「当該上場株式等」とあるのは「当該特定株式」と、「当該公開等特定株式」と」とあるのは「当該公開等特定株式」と、「一般株式等」とあるのは「一般株式等若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等」と」を加える。

第十条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年財務省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の十三の四の改正規定を次のように改める。

第十八条の十三の四第一項第二号中「第二十五条の八の二第八項」を「第二十五条の八の二第九項」に改め、同項第三号中「同条第十六項」を「同項第二十四号イに規定する書類、同条第十六項」に改め、同条第三項中「第十八項各号（同条第二十一項」を「第十九項各号（同条第二十二項」に、「同条第十七項（同条第二十一項」を「同条第十八項（同条第二十二項」に改める。